

南島原にゆーす

🗨️ 環境課 ☎050(3381)5041

燃えるごみは、ごみステーションへ



平成25年4月から燃えるごみの収集は、ステーション収集へ完全移行します。ステーションに出されていないごみは収集されませんので、ご注意ください。なお、分別方法の変更はありません。引き続き、ごみ分別にご協力をお願いします。
※ごみステーションの設置場所の確保や高齢者世帯などで、自分でごみを持っていくことが難しい場合は、自治会長より「可燃ごみ戸別収集申請書」を環境課へ提出していただくこととなっています。

南島原にゆーす

🗨️ 税務課 ☎050(3381)5023

家屋を取り壊した時は届け出を

住宅や倉庫、店舗などを取り壊し、法務局で取り壊しの登記手続き（滅失登記）をした場合、法務局から通知があり、その事実確認ができます。しかし、始めから登記されていない家屋や滅失登記をしていない家屋は、取り壊しの事実確認ができずそのまま課税されることがあります。

このようなことがないように調査を行っています。把握できない場合がありますので、家屋の大きさや広さに関係なく取り壊した場合は、税務課または各支所へ届け出をお願いします。

南島原にゆーす

🗨️ 税務課 ☎050(3381)5023

償却資産の申告をお忘れなく

償却資産（事業用資産）には、地方税法により固定資産税が課税されます。事業で使用している機械、備品などの償却資産を所有している人は、平成25年1月1日現在の償却資産の申告が必要です。

申告期限は、1月31日です。期限までに税務課または各支所へ申告してください。また、申告書が送付されていない人（事業者）はご連絡いただくなど、早めの申告をお願いします。

■ 償却資産とは

会社や個人で工場や商店などを経営している人や農林水産業、アパート経営者などが所有する資産で、事業のために用いることができる構築物や機械、器具、備品などをいいます。

ただし、無形減価償却資産（鉱業権、漁業権、パソコンソフトなど）や自動車税、軽自動車税の課税対象（軽トラック、トラクターなど）は除きます。

■ 主な償却資産の例

- 構築物…門、広告塔、舗装路面、内部造作、事業用簡易構築物など
- 機械および装置…コンベアー、クレーン、ビニールハウス、土木建設機械、農業用機械、印刷機など
- 船舶…漁船、ボート、貨物船など
- 車両および運搬具…構内運搬車、特殊自動車、その他自動車税・軽自動車税の課税対象とならないもの
- 工具、器具および備品…机、椅子、ロッカー、レジスター、陳列ケース、コピー機、パソコン、暖房用品など

南島原にゆーす

🗨️ 管財契約課 ☎050(3381)5022

平成25年度 競争入札参加資格審査申請受付

市が発注する工事や業務委託などの競争入札、随意契約への参加を希望する人（事業者）は、受付期間内に申請書を提出してください。



■ 受け付ける業種（全業種）

「建設工事」、「測量・建設コンサルタント」、「業務委託」、「物品の製造請負および買入れ」

■ 申請先

〒859-2211
南島原市西有家町里坊96番地2
南島原市 総務部 管財契約課

■ 受付期間

平成25年1月10日(木)～2月28日(木)
(当日消印有効)

■ 入札資格の有効期間

平成25年4月1日～平成26年3月31日

■ 申請方法

必要書類をA4判・たて型フラット（紙）ファイルにとじ、持参または郵送で申請してください。
※郵送の場合で受付確認が必要な場合は、宛名明記した返信用の定形封筒（80円切手添付）か官製はがきを同封してください。

■ その他

- ・申請書様式と要項は、市ホームページからダウンロードできます。（管財契約課にも有料で準備しています）
- ・平成24年度の入札参加資格のある事業所も、平成25年度の提出が必要です。ご注意ください。

南島原にゆーす

🗨️ 選挙管理委員会事務局 ☎050(3381)5020
または 農業委員会事務局 ☎050(3381)5090

農業委員会委員選挙人名簿の 登載申請をお願いします



毎年1月1日は、農業委員会委員選挙人名簿の申請基準日です。申請書は、農事実行組合長を通じて耕作面積10アール以上の農地台帳登載世帯に配布します。必ず期限内に提出をお願いします。

📅 平成25年1月10日(木)

■ 提出先

農業委員会事務局または各支所

■ 選挙権を有する人の範囲

南島原市に住所を有する満20歳以上の人（平成5年4月1日までに生まれた人）で、次のいずれかに該当する人

- ① 10アール以上の農地で耕作の業務を営む人
- ② ①の同居の親族または同居の親族の配偶者で、年間60日以上耕作に従事する人
- ③ 10アール以上の農地を耕作する農業生産法人の組合員、社員または株主で年間60日以上耕作業務に従事している人

※選挙人名簿への登載は、申請を原則としています。選挙人名簿に登載されないと、農業委員会委員の選挙が行われても投票できません。選挙権を有する人はもれなく申請しましょう。

